

令和3年3月30日
国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役 経理部長 中村 賢司
(公印省略)

深海調査研究船「かいれい」の売払いに係る公募について

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という）では、独立行政法人通則法第8条第3項及び第46条の2にもとづく認可が得られることを前提に、別紙仕様書の通り機構が所有する深海調査研究船「かいれい」（以下、「かいれい」という）を入札により売払うことを予定しています。つきましては、入札参加に関心がある者の有無等を確認するための公募手続きを下記のとおり行います。

記

1. 応募方法

「かいれい」の売払いに関心がある者は以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

別添の様式1 関心表明書原本を1部提出すること。

(2) 提出期限

令和3年5月21日（金）16:00まで

郵送等による場合は、上記期限までに必着とする。

(3) 提出先

〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

国立研究開発法人海洋研究開発機構 経理部 調達課 吉崎 千遥

E-mail: keiyaku-info@jamstec.go.jp

2. 船舶見学及び図面等の閲覧

1. 関心表明書の提出にあたり、船舶の見学、図面等の閲覧を希望する者は、希望日等を(3)の連絡先に電子メールにて連絡すること。但し、様式2 機密保持に関する念書の提出を条件とする。

(1) 船舶見学

期間：令和3年3月30日（火）から令和3年5月21日（金）までを基本として、

機構との調整により決定

場所：〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

国立研究開発法人海洋研究開発機構 横須賀本部 岸壁

ただし、気象・海象の影響、航海計画の見直し等により、日程変更又は中止とする場合がある。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、見学日18日前からの毎日の検温及び健康記録簿への記録、並びにPCR検査において陰性であることを示す資料の提示が必要。詳細は見学担当者と調整のこと。

(2) 図面等の閲覧

期間：令和3年3月30日（火）から令和3年5月21日（金）までを基本として、
機構との調整により決定

場所：〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

国立研究開発法人海洋研究開発機構 横須賀本部

(3) 連絡先

1. (3) に同じ

3. 留意事項

本公募手続への応募は、売払いの入札への参加必須条件ではない。

4. 問合せ先

国立研究開発法人海洋研究開発機構 経理部 調達課 吉崎 千遥

電話 046-867-9122 E-mail keiyaku-info@jamstec.go.jp

以上

売払仕様書

1. 件名 : 深海調査研究船「かいれい」の売払い
2. 概要 : 国立研究開発法人海洋研究開発機構が有する深海調査研究船「かいれい」を下記により売払うものである。
3. 売払物件 : 深海調査研究船「かいれい」 1隻 (別紙-1 売払物件要目表 参照)
4. 売払に伴う物件の引渡し場所 :
神奈川県横須賀市夏島町 2 番地 15
国立研究開発法人海洋研究開発機構専用岸壁
(ただし、天候等の事由により他港湾等に変更となる場合もある)
5. 引渡日 : 令和 4 年 2 月 17 日 (木) 頃 詳細は別途打合せの上決定する。
(ただし、天候等の事由により変更となる場合もある)
6. 履行期限 : 令和 4 年 3 月 31 日 (木)
7. 売払条件
 - (1) 使用する船舶として売払うものである。
 - (2) 売払い後の転売は機構の事前の承諾を要する。
 - (3) 買受人は、売払物件を引き渡された後は速やかに引渡し場所から移動させること。
 - (4) 売払物件については、買受人が事前に提出する船舶利用計画書に記載された内容以外の使用を禁止する。万が一、提出した船舶利用計画書に記載した内容での使用ができなくなった場合、速やかに海洋研究開発機構 (以下、「機構」という) に報告のうえ協議を行い、変更した利用計画について機構の承認を得ること。
 - (5) 買受人は、売払物件を引き渡された後は速やかに売払物件に表示してある当機構の標識、刻印、船名板、ファンネルマーク等を除去し再使用できないように措置した後、その結果について写真等を用いてその措置が明確にわかる報告書を作成のうえ、速やかに機構に提出すること。
 - (6) 買受人は、売払物件について当機構所属の現用船舶との区別が明確になるよう適切な方策を速やかに講ずること。

- (7) 万が一売払物件に個人情報や観測データ、研究データ、航海情報などのデータ等が存置されていた場合、買受人は直ちに機構に連絡するとともにそれらデータ等の保全に努め、外部へ出さないよう措置を講じなければならない。また、買受人はそれらデータ等を使用してはならない。

8. 引渡しについて

- (1) 売払物件の所有権移転に関する手続き及び引受に要する費用については、すべて買受人の負担とすること。
- (2) 買受人は、売払物件の船名を変更し、所有権移転に関する所要の手続き（所有権移転登記、所有権変更登記及び船舶国籍証書の書換等）を速やかに行い、その内容が確認できる書類を提出すること。
- (3) 買受人は、売払物件の引受に際しては事故のないよう留意するとともに、万が一事故が発生した場合には、すべて買受人の責任において処理すること。

9. その他

- (1) 買受人は、売払物件引受後の処置について、関係官庁等と十分打合せのうえ関連法令等を遵守し、遺漏なく確実に行うこと。
- (2) その他詳細については、機構の指示によること。

以上

※3月31日時点のものであり、今後変更となり得る可能性がございます。

売払物件要目表

1. 所有者 : 国立研究開発法人海洋研究開発機構
2. 運航者 : 日本海洋事業株式会社
3. 区分 : 船舶
4. 種類 : 汽船
5. 船名 : かいれい
6. 用途 : 深海調査研究船
7. 船籍港 : 神奈川県横須賀市
8. 登録年月日 : 平成9年3月24日
9. 登録番号 : 134954
10. 信号符字 : JRZH
11. 船質 : 鋼
12. 全長 : 106.0m
13. 幅 : 16.0m
14. 深さ : 7.3m
15. 喫水 : 4.7m
16. 航海速力 : 約 16.0 ノット
17. 主機関 : ダイハツディーゼル株式会社 8DLM-32
立形直列 4 サイクルディーゼル機関 2,206kW ×2 基
18. 主推進方式 : 可変ピッチプロペラ ×2 基
19. 主発電機関 : ヤンマーディーゼル株式会社 T240L-ST
立形直列 4 サイクルディーゼル機関 800kW ×3 基
20. 非常用発電機関 : デトロイディーゼル GM1043-7005
立形直列 2 サイクルディーゼル機関 104kW ×1 基
21. 竣工 : 平成9年3月24日
22. 製造 : 川崎重工業株式会社 坂出工場
23. 航行区域 : 遠洋国際
24. 最大搭載人員 : 60 名
25. 国際総トン数 : 4,517 トン
26. その他 : 船舶検査証書有効期限 令和7年5月9日

27. 主要船付搭載品

- ・船舶気象計
- ・簡易型航海情報記録装置
- ・船舶用衛星デジタルアンテナ
- ・船舶保安警報装置 (SSAS)
- ・エアガンハンドリング装置
- ・エアガン用コンプレッサー
- ・船舶自動識別装置
- ・A フレームクレーン (定格 17 トン)
- ・デッキクレーン (定格 7 トン及び定格 2 トン)
- ・マルチビーム音響測深機 (海底地形探査装置)
- ・サブボトムプロファイラー (海底下浅部地層探査装置)
- ・観測ウインチ (φ 14mm ワイヤ×8,000m)
- ・プロトン磁力計、船上三成分磁力計
- ・XBT/XCTD 船上装置
- ・20ft コンテナ搭載用スペース×2



深海調査研究船「かいらい」

無人探査機「かいらい」システムの母船 大深度海域の調査に活躍

世界最深のマリアナ海溝チャレンジャー海淵(水深10911m)の潜航に成功した無人探査機「かいらい」の母船として有名な「かいらい」です。現在は無人探査機「かいらい」システムの支援母船として活躍しています。また、深海地形や海底下の様子を調査するために、マルチチャンネル音響測深機システムやマルチチャンネル反射法探査システム(MCS)を活用した調査により、大陸棚延長の貢献や東海・東南海・南海地震の運動性評価などの地震探査で活躍しています。特に、東北地方太平洋沖地震発生直後の震源域における調査では、地震に伴う海底地形・地下構造の変化を観測し、貴重な情報を提供しました。



大深度海域を調査研究する

「かいらい」は、無人探査機「かいらい」システムの潜航支援、海底下深部構造の探査、深海底の表面の探査という3つの役割があります。それぞれの調査目的に合った機器をつかひわけ、探査を行っています。



「かいらい」Mk-II



無人探査機「かいらい」
(2003年運用終了)



マリアナ海溝で発見されたココロビの噴泉
(上) チャレンジャー海淵(10909m)で海底の噴泉を観測する「かいらい」(下)

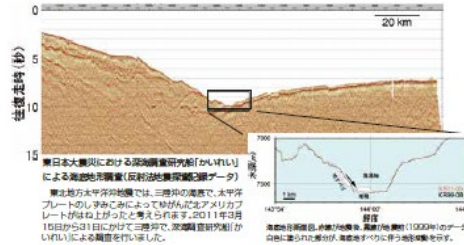


「かいらい」システムの実験室
「かいらい」船上に設置されている「かいらい」システムの操作室にはさまざまな制御が集中しています。コンテナー(本体の部分)とケーブル(下の部分)それぞれが動かすために、操作は3人でやります。

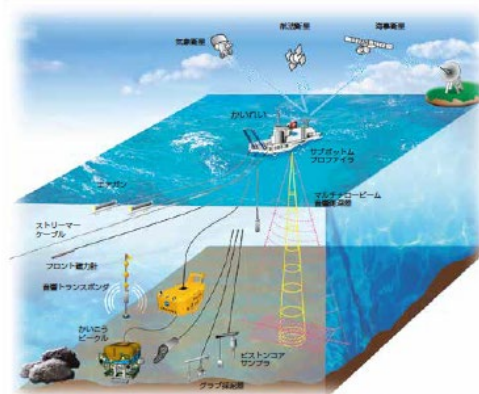
JAMSTEC 国立研究開発法人 海洋研究開発機構
Japan Agency for Marine Science and Technology

さまざまな調査機器を駆使し深海の謎に迫る。

「かいらい」は「かいらい」システムで海底の様子を撮影したり、泥、岩石のサンプルを採取し研究に役立てます。また、マルチチャンネル音響測深機やマルチチャンネル反射法探査システムなど、最新の機器で深海底の様子を探るのも、大切な役割になっています。



「かいらい」システムを運用した「かいらい」
「かいらい」の船体後部にあるクレーンを使って「かいらい」を海中に降下させます。アルファベット(A)の字に付いていることから、Aフレームクレーンと呼ばれる。この装置は、深海の調査に必要で「かいらい」はまさに専用機。クレーンの操作には慎重を要します。



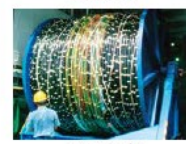
「かいらい」は、無人探査機「かいらい」システムの潜航支援、海底下深部構造の探査、深海底の表面の探査という3つの役割があります。それぞれの調査目的に合った機器をつかひわけ、探査を行っています。



操縦室



エアハンドリングシステム



ストリーマーカーブル



竣工	1997年	排水	4.7m	定員	80名(船員38名/研究乗客22名)
主船長	106.0m	国際総トン数	4,517トン	主機関	ディーゼル機関 2,208kW×2基
幅	16.0m	航速	約18ノット	主機方式	可変ピッチプロペラ×2軸
深さ	7.3m	航続距離	約9,600マイル		

国立研究開発法人 海洋研究開発機構 <http://www.jamstec.go.jp/>



令和 3 年 月 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役 経理部長 殿

所在地：

法人名又は商号：

代表者氏名：

㊟

深海調査研究船「かいれい」の売払いへの関心の表明について

深海調査研究船「かいれい」の売払いへの関心を表明します。

<購入後の用途>

(どのような用途を考えているかご記載ください。例：調査船として活用、解撤してスクラップとして売却等)

<本件に関する担当者の連絡先>

所属： _____

役職名： _____ 氏名： _____

電話番号/FAX 番号： _____

E-mail アドレス： _____

機密保持に関する念書

当社は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）から、「深海調査研究船「かいいい」の売払い」に係る公募手続き（以下「目的」という）のために、関連する情報提供を受けるにあたり、下記各項目の内容を遵守し、これに違反しないことを誓約します。

記

1. (機密情報)

当社は、令和3年3月30日(火)から令和3年5月21日(金)までの間（以下「開示期間」という）に、「目的」に必要かつ相当と認められる範囲において機構から開示を受ける書面もしくは媒体による開示、または口頭により開示されたすべての情報について、機密情報（以下「機密情報」という）として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用します。

2. (守秘義務)

- (1) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、機構の事前の書面による承諾なく、「目的」のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとし、
- (2) 当社は、「機密情報」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとし、
- (3) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、「目的」以外に使用しないものとし、
- (4) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、当社が「目的」のために複製した場合、その複製物についても、「機密情報」と同様の義務を負うものとし、また、機密情報に接した個人の記憶に保持される残留情報についても「機密情報」と同様の義務を負うものとし、

3. (義務の免除)

上記1.～2.に定める当社の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適応されないものとし、

- (1) 開示期間の始期において既に公知であったもの、または開示期間開始後に当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- (2) 開示期間の始期において法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または開示期間開始後に法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの

4. (情報の返還)

当社は、機構と「目的」の終了を確認したときもしくは機構から返還の指示があったときには、機構から開示されたすべての「機密情報」（複製物を含む）を直ちに機構に返還するとともに、目的遂行上、当社が一時保存等行うにあたり作成した複製物（写真媒体、電子データ媒体、書類問わず一切の有体物一切）は、機構の指示に従って廃棄するものとし、

5. (守秘義務の適用対象と存続期間)

本念書は、開示期間に開示された「機密情報」に対して適用されるものとし、守秘義務の有効期間は開示期間の始期から始まり開示期間終了の翌日から5年経過した時点までを以て終了するものとし、

6. (損害賠償)

当社は、本念書に違反したことにより機構に損害を与えた場合、当該損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

所在地：

法人名又は商号：

代表者氏名：

Ⓜ